

平成27年 第1回尾三衛生組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月25日(水)
招 集 場 所	尾三衛生組合会議室
開 会	平成27年3月25日(水) 午後1時30分
閉 会	平成27年3月25日(水) 午後2時25分
出 席 議 員	1番 武 田 司 2番 正 木 和 彦 3番 神 谷 繁 雄 4番 小 屋 登 美 子 5番 近 藤 剛 男 6番 伊 東 修 子 7番 青 木 直 人 8番 藤 川 仁 司 10番 近 藤 鑛 治 11番 加 藤 啓 二 12番 門 原 武 志
欠 席 議 員	9番 柘 植 三 良
地方自治法第121条の 規定により説明のため会 議に出席した者の職氏名	管 理 者 川 瀬 雅 喜 副 管 理 者 萩 野 幸 三
	副 管 理 者 小 野 田 賢 治
	会 計 管 理 者 野 々 山 尚
	事 務 局 長 石 川 宏 和 次 長 兼 会 計 課 長 伊 藤 武
	次 長 兼 施 設 課 長 倉 知 朋 範 総 務 課 長 小 塚 祐 雄
本会議に職務のため出席 した者の職氏名	書 記 水 野 寿 人 業 務 課 補 佐 加 藤 繁 男 総 務 課 総 務 係 長 兼 会 計 課 会 計 係 長 村 瀬 高 光
管理者提出議案	議案第1号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に ついて 議案第2号 平成27年度尾三衛生組合一般会計予算について
議員提出議案	議案第1号 尾三衛生組合議会運営委員会条例の制定について 議案第2号 尾三衛生組合議会の会議に関する規則の一部改正に ついて
日進市・みよし市・東郷 町で出席した者の職・氏 名	日進市環境課長 杉 浦 敏 みよし市環境課長 小野田 幸 男 東郷町環境課長 小 島 博 英
会 議 録 署 名 議 員	12番 門 原 武 志 1番 武 田 司

議事の経過

(開会 午後 1時30分)

議会事務局書記

ご起立をお願いいたします。一同、礼。
ご着席ください。

ただいまから平成27年第1回尾三衛生組合議会定例会の開
会式を行います。

副議長開会挨拶。

近藤副議長

皆さん、こんにちは。

まことにご無礼をいたします。私もけがをしております、ま
だ昨日ギプスがとれましたところで。立ちますとちょっと不安定
になりますので、まことに申しわけないですが、座ったままでご
挨拶をさせていただきます。

平成27年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会するに当
り、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私とも極めてご多忙のところ
ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、柘植議長におかれましては、病氣療養のため欠席とな
りますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長
が議長の職務を務めることになっておりますので、よろしくお願
いいたします。

さて、本定例会に提出されております案件は、尾三衛生組合職
員の給与に関する条例の一部改正についてを始め4議案でござ
います。

議員の皆様には、何とぞ慎重なご審議を賜り、適切な議決をお
願いいたしますとともに、議事運営には格別のご協力をお願い申
上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

議会事務局書記

続きまして、管理者招集挨拶。

川瀬管理者

平成27年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会するに当
りまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

さて、26年度も年度末を迎えたわけでありますが、当組合におきましては、平成25年度から2カ年にわたり行いました旧施設の解体工事は、住民の方々から苦情等を頂戴することもなく、本年2月末をもちまして無事完了することができました。

平成27年度におきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事、ストックヤード整備工事など大変重要な工事を予定しておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本定例会におきましてご審議賜ります案件は、執行側提案の尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてと平成27年度尾三衛生組合一般会計予算についての2議案、そして議員提出の尾三衛生組合議会運営委員会条例の制定について及び尾三衛生組合の会議に関する規則の一部改正についての2議案でございます。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開催のご挨拶といたします。よろしくお願ひします。

議会事務部局書記

以上をもちまして開会式を終わります。

それでは、副議長、よろしくお願ひいたします。

近藤副議長

柘植議長は病氣療養のため欠席をしておりますので、ただいまの出席議員は11名であります。

定数に達しておりますので、これより平成27年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、お手元に配付しました議事日程の順序に従い会議を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、12番門原武志議員、1番武田司議員を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日1日と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員より、例月現金出納検査につきまして、平成27年1月22日に12月分を、2月20日に1月分を、3月20日に2月分を実施したところ、一般会計・基金等の関係諸帳簿は出納取扱金融機関提出の預金現金現在高証書と符合いたし、正確であると報告がありました。

日程第4、議案第1号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

石川事務局長。

石川事務局長

事務局長の石川でございます。

議案第1号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

この案件は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

近藤副議長

次に、補足説明を求めます。

小塚総務課長。

小塚総務課長

総務課長の小塚でございます。

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

8枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表の前に議案の概要というものが差し込んであります。そちらをご覧いただきたいと思っております。

主な改正内容でございますが、1点目、地域手当の支給割合を改めるものです。給料制度の総合的見直しでございまして、給料表で平均2%引き下げておりますので、地域手当を愛知県にあわせて6.5から8.5に引き上げるものでございます。

2点目、単身赴任手当の基礎額2万3,000円を3万円に改

めるものでございます。こちらにつきましては、組合は該当ありません。

3点目、管理職員特別勤務手当の支給でございますが、週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間、つまり平日の深夜に勤務した場合に支給できることとします。そして、従来の週休日に出勤した場合の上限額を8,000円から8,500円に改め、平日の深夜に出勤した場合の上限額を4,300円とするものでございます。

4点目、勤勉手当の支給割合を、一般職100分の75、再任用職員は100分の35に改めるものでございます。本年度12月に遡り分をまとめて支給するように改正したものを、6月と12月に均等支給するように改正するものでございます。

5点目、給料表の給料月額を改めております。この給料表の改正により給料月額は給料の上の者に厚く減額しておりますが、組合では、1人平均5,000円、率にして2%減額することになります。

そして施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

近藤副議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑の回数については、尾三衛生組合議会の会議に関する規則第45条の規定により2回までといたします。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

12番門原武志議員。

門原議員

12番門原です。

ただいま議題になっております議案第1号の尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。

職員の給与は上がるのか下がるのか。地域手当、給料表、それぞれの影響などをもとに示されたいと思います。

2点目の地域手当の割合の根拠については、先ほど説明をお聞きしましたので結構です。

近藤副議長

答弁者、小塚総務課長。

小塚総務課長

それでは、お答えさせていただきます。

議案第1号の、職員の給与は上がるのか下がるのかでございますが、今回、給与制度見直しによる給料表の改正は、最大で4%程度、平均で2%引き下げるものです。

給料表の組合職員への影響でございますが、最大で2.2%、平均では1.6%程度下がります。職員1人当たり平均で4,720円の減額となります。

地域手当については、6.5%から8.5%に改正することにより、1人当たり平均5,683円の増額となります。

ということで、多少上がるということでございます。

以上です。

近藤副議長

いいですか。

門原議員

はい。

近藤副議長

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第1号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

これにて討論を終結し、採決します。

議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

近藤副議長

起立全員です。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。
日程第5、議案第2号平成27年度尾三衛生組合一般会計予算
についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

石川事務局長。

石川事務局長

事務局長の石川でございます。

議案第2号平成27年度尾三衛生組合一般会計予算について、
提案説明をさせていただきます。

この案件は、平成27年度尾三衛生組合の一般会計予算の総額
を歳入歳出それぞれ15億6,790万円とするものでございま
す。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、
よろしくお願いいたします。

近藤副議長

次に、補足説明を求めます。

小塚総務課長。

小塚総務課長

総務課長、小塚でございます。

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。平成
27年度尾三衛生組合一般会計予算についてでございます。

局長の説明でもありましたように、歳入歳出予算の総額を15
億6,790万円とするものでございます。そして、27年度か
ら実施予定のごみ焼却施設基幹工事が5カ年の継続工事である
ことと起債を利用することということで、継続費と地方債の条項
を加えております。

それでは、予算書の4ページ、5ページをお願いします。

第2表につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業によ
る総額30億2,742万6,000円の継続費でございます。

第3表地方債は、起債の目的、限度額として1億4,200万
円、起債の方法等を明記しております。

それでは、10ページ、11ページをお願いします。歳入で
ございます。

款1分担金及び負担金でございます。10億3,510万9,

000円を計上するものでございます。前年度より2,680万3,000円の増額となっております。

市町ごとの内訳でございますが、日進市4億6,197万3,000円、みよし市3億3,724万1,000円、東郷町2億3,589万5,000円でございます。

次に、款2使用料及び手数料は、前年度と同額1億8,700万円を計上するものでございます。

款3国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金として、マテリアルリサイクル推進施設で3,244万5,000円、平成27年度からの事業で、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業ということで2,076万円を見込むものでございます。

次に、款5の繰入金でございます。財政調整基金1億1,492万9,000円を繰り入れるものでございます。

めくっていただきまして、諸収入の雑入でございますが、スクラップ等の売却料と再生品販売料については、前年度と同額3,565万円とするものでございます。

款8組合債でございます。ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の特財として1億4,200万円を計上しております。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

歳出でございますが、款1議会費につきましては、旅費のところで議員研修の費用弁償4名分を総務費に移しておりますので、8万3,000円の減額でございます。報酬、交際費、消耗品、使用料及び賃借料は前年度と変わりございません。

款2総務費でございます。目1一般管理費2億7,048万1,000円で、前年度より6,521万円減となるもので、基金への積立金及び工事請負費の差額でございます。

節ごとの説明でございます。

節1報酬につきましては、特別職3名、情報公開審査会委員4名、公害防止モニター員10名、それぞれの報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員22名と再任用職員3名の人件費を計上しております。

めくっていただきまして、節9旅費につきましては、80万8,000円、17万2,000円の増額でございます。議会費からの移動分と最終処分場の技術管理者講習の1名追加分でございます。

節11の需用費につきましては、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料等で、ここでは944万5,000円でございます。印刷製本費は、美化だよりを年2回構成市町の全世帯に配布しておりますので、その費用を計上させていただいております。

役務費につきましては、通信費と保険料等でございます。

節13の委託料につきましては、施設の維持管理費などで、樹木管理委託料を初め20件の委託を予定するものでございます。1,682万円で、72万2,000円減となっております。給与計算委託を来年9月以降は財務会計システムで対応すると、財務会計システム保守委託料の見直しによる減額でございます。

節14の使用料及び賃借料としては、有料道路使用料等の9件でございます。

めくっていただきまして、節15の工事請負費でございます。場内整備工事と機器修繕工事でございます。機器修繕の27年度は管理棟2階ビルマルチと焼却棟のファンコイルなどを予定しております。

節19の負担金、補助及び交付金でございます。主なものは、構成市町からの派遣職員3名の給与負担金、そして諸輪区への施設協力費でございます。

次に、節27公課費につきましては、ばい煙発生装置に課せられる賦課金としての公害健康被害補償費、そして公用車の重量税でございます。

次に、目2エコサイクル推進事業費でございます。前年度より4万3,000円の増で、510万9,000円を計上するものでございます。

節8の報償費につきましては、牛乳パック紙すき教室やリサイクル工作教室など、全体で18回の教室を来年度は開催の計画をしております。

節11の需用費につきましては、自転車及び家具の修理に要する消耗品、そして見学者用のパンフレットの印刷製本費等でございます。

めくっていただきまして、節13の委託料でございます。不用品再生等業務委託、そして管理棟1階の受付業務等でございます。

款2監査委員費につきましては、前年と変わりございません。

報酬費が主なものでございます。

以上、総務関係の説明とさせていただきます。

近藤副議長

次に、倉知次長。

倉知次長

施設課長の倉知でございます。引き続き、3款衛生費について説明します。

初めに、3款1項1目塵芥処理管理費から説明します。20ページ、21ページをご覧ください。

予算額は11億2,102万円で、前年度比較で1億2,213万5,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、15節工事請負費の中に、焼却炉を延命化させるためのごみ焼却施設基幹的設備改良工事と、ストックヤード整備工事という2件の新規工事の予算計上によるものでございます。

それでは、節ごとに説明します。

9節旅費は、廃棄物処理に係る市町との事前協議や、処分先の施設確認のための旅費でございます。

11節需用費は、焼却施設用部品の購入に要する消耗品費、焼却炉バーナーの燃料費、公害防止に使用する薬品費、施設の修繕を行うための修繕料、施設運転のための光熱水費でございます。光熱水費の電気料金の改定による影響が大きく、11節では前年度比較で2,594万7,000円の増額となっております。

13節委託料につきましては、主なものと新規計上しました項目について説明申し上げます。

一番上に記載してありますリサイクルプラザ運転・維持管理等委託料は、25年度に契約しました3年3カ月の長期継続契約であり、粗大ごみ、不燃ごみの処理とガラスびん、金属缶のリサイクル等にかかる委託でございます。

新規計上としましては、下から3行に記載があります3件の業務となります。

ストックヤード整備工事施工監理業務委託料は、旧施設の跡地に資源を直接搬入される住民の方の利便向上と、より一層の資源回収を推進するための施設建設に伴う施工監理料でございます。

15節に工事費が計上してあります。

次に、下から2行目、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事施工監

理業務委託料は、現在の焼却施設が平成9年の稼働開始から17年が経過していることから、循環型社会形成推進交付金を受け施設の延命化工事を行うものでございます。あわせて、施設の二酸化炭素排出量を3%削減する対策を行う工事の施工監理料でございます。15節に工事費が計上してあります。

最後に、二軸剪断破碎機刃物再生業務委託料は、搬入された粗大、不燃のごみを砕く機械の刃物が消耗したため、刃物を再生するものでございます。

13節では、前年度比較で323万3,000円の減額となっております。

次に、22、23ページをご覧ください。

14節使用料及び賃借料でございます。ごみ焼却炉は安定して燃焼するように中央監視制御装置DCSによって制御されており、この装置の賃借料となります。28年2月に賃借期間が終了しますので、前年度比較で327万7,000円の減額となっております。

15節工事請負費でございます。焼却施設補修工事は、施設を適正に稼働させるため、毎年計画的に実施しているものでございます。1号炉、2号炉の定期整備、焼却炉内の耐火物工事、クレーンの定期整備等でございます。

リサイクルプラザ補修工事も毎年実施するものでございまして、粗大、不燃のごみ処理、ガラスびんの選別、金属缶の選別等にかかる施設の定期整備でございます。

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事は、平成27年度から31年度までの5カ年の継続事業であります。工事内容につきましては、13節で説明しましたとおりでございます。

先に継続費の説明をさせていただきましたが、13節の施工監理料と15節の工事費を合わせた額の2億1,444万5,000円が、4ページに記載があります継続費の27年度割額となっております。

ストックヤード整備工事は、13節で説明しました施設を、循環型社会形成推進交付金を受け整備するものでございます。

15節工事請負費では、2件の新規工事が始まることから、前年度比較で1億272万1,000円の増額となっております。

18節備品購入費は、焼却施設を整備するときに使用するスボ

ットクレーンと、資源物の移動に使用するハンドパレットを購入するものでございます。

次に、2目埋立処分地管理費について説明します。

予算額は1億6,413万9,000円で、前年度比較で1,771万7,000円の減額となっております。減額の主な要因としましては、焼却残渣や不燃物の処分先の見直しによるものでございます。

それでは、節ごとに説明します。

11節需用費は、最終処分場の維持管理費となります。折戸処分場の水処理施設にかかる電気料金の値上げにより、前年度比較で17万1,000円の増額となっております。

13節委託料の主な内容としましては、法令に基づく水質測定委託料と焼却残渣処分委託料でございます。処分先の見直しにより、前年度比較で1,788万8,000円の減額となっております。

19節負担金、補助及び交付金は、焼却残渣の搬出先であります三重県伊賀市の環境保全負担金条例に基づくものでございます。1トン当たり1,000円の負担金を払うこととなります。

3款衛生費全体では12億8,515万9,000円となり、前年度比較で1億441万8,000円の増額となっております。

3款衛生費の説明は以上でございます。

近藤副議長

次に、小塚総務課長。

小塚総務課長

続きまして、22、23ページ、4款の公債費は枠取りでございます。

めくっていただきまして24、25ページ、5款予備費は、前年同様の600万円を計上しております。

26ページ、27ページ、28ページ、29ページにつきましては、給与費明細書ということになっております。平成27年は新規職員採用もなく、退職者の予定もないということで、現行体制ですのでよろしく申し上げます。また後ほどご高覧をお願いします。

30ページ、31ページ、継続費として、ごみ焼却施設基幹的

設備改良事業の支出予定額及び進行状況の調書でございます。平成27年度から5カ年、平成31年までの継続事業でございます。表の一番下に、計でございますが、総事業費30億2,742万6,000円。そして財源内訳、交付金が5億3,077万7,000円、起債18億3,700万円、基金の繰り入れが3億円、一般財源が3億5,964万9,000円の計画でございます。

めくっていただきまして32ページ、こちらは地方債の見込み調書でございます。ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の27年度として1億4,200万円を予定しております。

めくっていただきまして34ページ、35ページ、こちらは平成27年度の市町分担金総括表でございます。前年度からの伸び率は全体で2.7%ですので、よろしく願います。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

近藤副議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第2号についても質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番門原武志議員。

門原議員

それでは、ただいま議題になっております議案第2号平成27年度尾三衛生組合一般会計予算についてお聞きいたします。

まず一つ目ですけれども、市町の分担金の負担割合の根拠について教えてください。

二つ目、議会費についてでございます。

地方自治法287条の2による特例一部事務組合というものが2012年の地方自治法改正により可能となりました。これは、その議会を構成団体の議会をもって組織するというもので、組合の事務から議会運営に関するものをなくすことができます。そういったことで組織の簡素化につながります。それで議会費をなくせるだけでなく、議会費にはあられていない職員の給料、手当等の削減につながると思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、管理者の人たち、尾三消防組合などのほかの一部事務組

合の管理者などを兼務しておられます。また、議会が尾三消防組合、日東衛生組合の議会と同じ日に開催されることが多いです。管理者の皆さんの移動の手間をなくすため、これらの組合議会を組合市町の庁舎や一部事務組合の事務所など、一つの場所で開くことは可能でしょうか。

3番目に、3組合合同研修の予算は例年どおりなのか確認したいと思います。

最後に、施設協力費、諸輪区に対してですけど、積算根拠と減額理由についてお示してください。

以上です。よろしくお願いします。

近藤副議長

答弁、小塚総務課長。

小塚総務課長

総務課長、小塚でございます。

まず、議案第2号、分担金の負担割合の根拠を示されたいということでございますが、市町の花担金は尾三衛生組合規約第11条に定められており、分担金の総額の100分の50を前々年10月1日から前年9月30日までのごみ処理量の割合で算出した額と、分担金の総額の100分の50を前年10月1日における住民基本台帳人口の割合で算出した額の合算額によって算出しております。

算出基礎となるごみ処理量は、日進市2万2,088トン、みよし市1万7,102トン、東郷町1万1,726トンでございます。そして、住民基本台帳人口は、日進市8万6,633人、みよし市5万9,616人、東郷町4万2,578人であります。算出した平成27年度の市町負担割合は、日進市44.6%、みよし市32.6%、東郷町22.8%となります。

次に、議会費についての1番目、特例一部事務組合におけることでございますが、特例一部事務組合にすることにより、組合議員報酬がなくなり予算の削減はできると思われます。そのほかに、議事録作成費等も削減できると思われます。

しかし、構成市町の議会でそれぞれ議決が必要なため、構成市町との連絡調整などで時間を要するとか、構成市町の議会へ説明に出席する必要も考えられることから、全体の事務量は軽減されるどころか、増大することが考えられます。また、構成市町の事

務量は間違いなく増大すると考えております。

次に、議会費の2番目、一つの場所で開くことは可能かということであります。ほかの場所での開催については、可能であると思われま

次に、議会費の3番目、3組合合同研修の予算は例年どおりなのかでございますが、昨年の第2回定例会において議員より指摘ありましたとおり、議員研修の管理者及び随行者の旅費を議会費から総務費に変更させていただいております。研修費については昨年と同額であります。

次に、施設協力費の積算根拠と減額理由でございますが、施設協力費は、美化センター建設時に、建設所在地である東郷町諸輪区に対し支払いの確約をしたものでございます。

協力費の額は、旧施設のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の2施設に対しそれぞれ50万円と定め、その後の物価変動率分を考慮して、3年ごとに諸輪区と協議を行い決定しております。

平成9年度の新施設の建設時において、諸輪区と合意して、さらに50万円増額しております。そして、平成26年度における施設協力費は、物価変動分も含め181万5,000円となっております。

今回、平成26年度に旧施設の解体が完了したことに伴い、平成9年に増額した50万円の減額を諸輪区と合意いたしましたので、平成27年度は131万2,000円とするものであります。

近藤副議長

12番門原武志議員。

門原議員

再質問です。

分担金の根拠ですけれども、搬入量割、そして人口割でございますけれども、それぞれの市町、伸び率というのがございます。それぞれの市町について、搬入量割の増大分が多いのか、それとも人口割の影響が大きいのかということはお示しいただけるでしょうか。

近藤副議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

小塚でございます。

前年度との比較なんです、前年度のごみ処理量割、日進市が2万2,254トンということで、今年度2万2,088トンでありましたので、0.7%減少しております。みよし市、前年度との比較でございますが、ごみ処理量割としまして、前年度が1万6,802トン、今年度が1万7,102トンということで、1.8%増えております。東郷町は、前年度1万1,566トン、今年度1万1,726トンで、1.4%の伸び率となっております。

そして人口割のほうですが、日進市が8万5,795人から8万6,633人ということで、838人増加しております、1%ほど伸びております。みよし市は5万9,382人から5万9,616人ということで、234人で0.4%伸びております。東郷町につきましては、4万2,208人から4万2,578人で370人で0.9%増ということで、日進市のごみ処理量の減少により、他のごみ処理量割の比率が大きくなっております。

以上です。

近藤副議長

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第2号平成27年度尾三衛生組合一般会計予算について、反対討論を許します。

12番門原武志議員。

門原議員

12番門原です。

ただいま議題となっております議案第2号平成27年度尾三衛生組合一般会計予算に反対の討論をいたします。

理由は、3組合合同研修の費用が計上されていることです。本組合の事務ではない消防とし尿処理事業について本組合の予算を執行することは公金の不正使用に当たるため、3組合合同研修は実施すべきでなく、それを前提とした予算は組むべきではありません。

目的が不明確で、まず実施ありきという研修のあり方の見直しを求め、反対討論といたします。よろしく願いいたします。

近藤副議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

次に、反対討論を許します。

3番神谷繁雄議員。

神谷議員

それでは、本案について反対の立場から討論に参加いたします。

当事業、要するに予算は、圏域の住民の生活に極めて密着した事業で、欠かせないものであります。廃棄物の処理ですね。それを思うときに、係る反対という討論は私の全く意図するところではありませんが、やむを得ずここは反対討論をさせてもらいます。

以下、その論拠を申し上げたいと思いますので、お聞きいただきたいと思います。

本予算案の第1表歳入、第1款第1項分担金、すなわち分担金総額として10億3,510万9,000円が計上されておりますが、当組合同約第11条第4項では、この分担金総額は毎年度組合議会の議決で定めることとなっております。

ここでの議会の議決の意義は、本案のように予算案として計上されたものを指すものではなく、分担金総額を単独の議案として提案すべきものと位置づけているものであります。すなわち、通称単行案というものです。予算案編成の前提となるこの議決行為としてこれは位置づけられているものであります。

34ページと35ページに参考として載っている市町の分担金総括表といったもので代用するものではなく、このほうは何ら議決の意思を問うていませんから、議案でもございません。あくまで参考資料でございます。これは予算案の編成の前提となる議決行為として位置づけされているものであります。これは規約で今申し上げた。

もし仮にこのような形で、すなわち予算案として議決することが許されるとするのであれば、この規約の条項の言い回し方は予算で定めるところによるといった規定になってまいります。予算が議決事項であるということは既に地方自治法第96条第1項

第2号に定められているとおりであり、こうした規約でわざわざこれを議決事項として定めることは全く意義のないこととなります。

私は、この問題について、昨年3月においてこの場でこうした誤った扱いを正すように指摘を申し上げました。にもかかわらず、今回再びこれを繰り返す、瑕疵ある提案となっております。明らかに違法、不適切な処理であります。これでは本予算案そのものを全否定せざるを得ません。

ここに提案者たる管理者の管理責任は重大であると申し上げます。本案そのものを認めるべきではないとするものであります。

私も過去30年ぐらい議会の法令にかかわる実務をやってきましたけれども、口から出任せを言っているではありませんので、よく真剣に耳を傾けられたほうがいいですよ。恥をかきます。

以上が私の反対の論拠であります。

近藤副議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

次に、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

近藤副議長

起立多数です。

武田議員

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。
日程第6、議員提出議案第1号尾三衛生組合議会運営委員会条例の制定についてを議題とします。

提出者からの説明を求めます。

1番武田司議員。

議長よりご指名をいただきましたので、議員提出議案第1号尾三衛生組合議会運営委員会条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案の3枚目、議案の概要をご覧ください。

この案を提出するのは、尾三衛生組合議会運営委員会を設置するため、地方自治法第109条第1項の規定に基づき制定する必要があるからであります。

主な制定内容につきましては、次のとおりであります。

1点目といたしまして、委員会の定数は、各市町2人の計6人とすること。

2点目といたしまして、委員の任期は、議員の任期とすること。

3点目としまして、委員は、議長が会議に諮って指名すること。

4点目といたしまして、委員会には委員長及び副委員長各1人を置くこと。

5点目といたしまして、委員長及び副委員長は、委員会において互選をすること。

6点目といたしまして、委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とすること。

7点目といたしまして、委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得ること。

8点目といたしまして、委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得ること。

9点目といたしまして、委員会は委員長が招集すること。

10点目といたしまして、委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないこと。

11点目といたしまして、委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決すること。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からであります。

以上、説明いたします。

近藤副議長

ご苦労さまでした。

議員提出議案第1号については、全員が賛成者となってみえますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決しました。直ちに採決に入ります。

議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

近藤副議長

起立全員です。

よって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

日程第7、議員提出議案第2号尾三衛生組合議会の会議に関する規則の一部改正についてを議題とします。

提出者からの説明を求めます。

1番武田司議員。

武田議員

議長よりご指名をいただきましたので、議員提出議案第2号尾三衛生組合議会の会議に関する規則の一部改正についてを説明させていただきます。

議案の3枚目、議案の概要をご覧ください。

この案を提出するのは、組合議会における一般質問に関する規定を加えるため必要があるからであります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からであります。

なお、詳細は、新旧対照表をご参照いただきますよう、お願いいたします。

以上、説明いたします。

近藤副議長

議員提出議案第2号についても全員が賛成者となってまいりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決しました。直ちに採決に入ります。

議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

近藤副議長

起立全員です。

よって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

以上で本会議に付議されました案件は終了いたしました。

なお、本会議で議決されました事項について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を副議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

近藤副議長

異議なしと認め、副議長に委任することに決しました。

これにて平成27年第1回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

議会事務部局書記

ご起立願います。礼。

ご着席願います。

ただいまから平成27年第1回尾三衛生組合議会定例会の閉会式を行います。

副議長閉会挨拶。

近藤副議長

座ったままでご無礼いたします。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました案件について、ご審議賜りその議案を議了いたしましたことに厚く御礼を申し上げます。

本日の議事進行につきましては、皆様のご協力によりまして、柘植議長にかわり職務を無事に務めることができましたことに感謝を申し上げます。

年度末で、議員の皆様におかれましては公私ともに多忙な時期でございます。まだまだ朝夕には寒さが残りますので、皆様におかれましては、お体をよりご自愛いただき、なお一層活躍されま

すことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

議会事務局局書記

続きまして、管理者閉会挨拶。

川瀬管理者

閉会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。
ただいまは、本日ご審議いただきました全議案につきまして適切なご議決をいただきましたこと、心から感謝と敬意を表したいと思

います。
本日議決いただきました平成27年度予算の執行に当たりましては、計画的かつ効率的な執行を行い、適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

年度末で大変多忙な時期であります。それに加え、4月には統一地方選挙がございます。再出馬を予定されています議員におかれましては全員がご当選できますようご健闘をお祈り申し上げます。

また、今期限りで勇退をされます議員各位におかれましては、健康に留意され、今後もそれぞれの市町の発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

議会事務局局書記

以上をもちまして閉会式を終わります。

(閉会 午後 2時25分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成27年 4月24日

議長（職務代理者） 近藤 鋤男

署名議員 門原 武志

署名議員 武田 司